

# 医療法人中川会飛鳥病院衛生委員会規程

令和5年11月1日制定施行

## (目的)

第1条 この規程は、職員の職場における安全及び衛生の確保並びに健康の保持増進を図るため、医療法人中川会飛鳥病院就業規則（平成23年7月1日施行。以下「就業規則」という。）第68条の規定に基づき、衛生委員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、医療法人中川会飛鳥病院の運営及び組織に関する規則（令和5年11月1日施行）第2条に定めるもののほか、同規則において使用する用語の例による。

## (衛生管理者)

第3条 理事長は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、衛生管理者を選任する。

2 衛生管理者は、1人とし、病院長をもって充てる。

## (産業医)

第4条 理事長は、法第13条第1項の規定に基づき、産業医を選任する。

2 産業医は、1人とし、医師をもって充てる。

## (委員)

第5条 衛生委員会（以下「委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）の定数は、7人とする。

2 前項の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第18条第2項第1号に掲げる者
- (2) 衛生管理者
- (3) 産業医
- (4) 職員の過半数を代表する者が推薦する者

3 前項第1号の委員は、1人とし、事務長をもって充てる。

4 第1項第4号の委員は、理事長が委嘱するものとする。

## (委員の任期)

第6条 委員（前条第2項第3号及び第4号の委員に限る。）の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長等)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 前項の委員長（以下「委員長」という。）は、第5条第2項第1号に掲げる者をもって充てるものとし、前項の副委員長（以下「副委員長」という。）は、委員のうちから委員の互選により選任するものとする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第8条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として、毎月1回開催するものとする。

2 会議は、委員長が招集する。

- 3 会議の議長は、委員長とする。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、会議が終了した場合には、速やかに、当該会議の議事の経過その他必要な事項に関する会議録を作成するものとする。

(秘密の保持)

第9条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務部総務課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めのない事項については、法、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に定めるところによる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項については、理事長の承認を得て、委員会が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年11月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、現に衛生管理者である者は、施行日において、第3条の規定による衛生管理者とみなすものとする。
- 3 施行日の前日において、現に産業医である者は、施行日において、第4条の規定による産業医とみなすものとする。
- 4 委員（第5条第2項第3号及び第4号の委員に限る。）の任期は、施行日から算定するものとする。